

令和6年1月1日改定施行版

枝肉用熊野牛認定標識取扱規定

(目的)

第1条 熊野牛認定要領第3条第7項に基づく申請についての取り扱いについて本規定により定めるものとする。

(申請方法)

第2条 枝肉用の熊野牛認定標識（以下「枝肉認定標識」という。）の表示を申請する者（以下「枝肉認定標識申請者」という。）にあつては熊野牛枝肉標識申請書（別記様式第7号）を原則として表示牛の出荷予定の3日前までに熊野牛認定委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

(表示許可)

第3条 委員会は提出された熊野牛枝肉標識申請書を審査するとともに申請牛のと畜後の格付け結果が熊野牛認定基準を満たした場合にのみ認定標識の表示を許可するものとする。

(表示市場の指定)

第4条 認定標識の表示を許可する市場については委員会が指定するものとし、熊野牛枝肉標識申請書の様式中に明示するものとする。

(認定方法)

第5条 表示が許可された枝肉については、全て熊野牛認定之証を1枚交付するものとし、追加の認定之証並びに部分肉認定シール、製品認定シールの必要な枝肉認定標識申請者にあつては、認定シール等交付依頼書（別記様式第8号）を委員会に提出し必要枚数の交付を受けるものとする。

(手数料)

第6条 熊野牛認定之証等の交付に係る手数料は熊野牛認定要領の別表2のとおりとし枝肉認定標識申請者に請求するものとする。

附則 この規定については令和5年9月1日から施行する。
この規定の改定については令和6年1月1日から施行する。